ハローワークにおける個人情報の適正な取扱いの徹底

1 アクセス権限の限定

- ①雇用保険被保険者情報への<u>アクセス権限は、雇用保険業務部門などの</u> 業務上必要不可欠な職員(非常勤職員含む。以下同じ。)に限定。
- ②下記研修(3①)を受講していない職員については、アクセス権限を付与しない。

2 アクセス記録のチェック・監察

- ①<u>各職員(非常勤職員含む。以下同じ。)は 、毎日、雇用保険被保険者情報に</u> <u>関する照会の件数を各部門管理者あて報告</u>。
- ②本省に記録されている<u>各職員の雇用保険被保険者情報に関する照会記録を、</u> 毎日、各部門管理者あて配信。
- ③各部門管理者は、毎日、配信記録と報告をチェック。
- ④上記のほか、<u>抜き打ちで各職員から照会理由等の報告を求め、</u> 各部門の管理者は照会記録をチェック。
- ⑤チェック状況について、地方雇用保険監察官が監察。

3 研修の強化

- ①新規採用職員(非常勤職員含む)等に対して直ちに研修を実施。
- ②研修テキストを見直し、改めて<u>全職員(非常勤職員含む。以下同じ。)に対して</u> 研修を直ちに実施。
- ③研修テキストのチェックリストを活用して、<u>毎月全職員が自己検証し、</u> 各部門管理者が職員を指導。

